

2024年10月8日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
臨時教職員部

要 求 書

大阪市対策連絡会（以下、市対連）の回答にあったように、「全国的な教員不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題」となっています。文部科学省が2021年度に全国で行った初の実態調査では、教員不足は公立校で2558人でした。今年度7月18日付のネットニュースで読売新聞オンラインやNHK ニュースでも、「教員不足が課題となる中、全国の公立の小中学校や高校ではことし5月時点で少なくともおよそ4000人の不足」や「全国の公立小中高校などで、定数を満たせなかったり、産休や育休による欠員を埋められなかったりする「教員不足」が、今年5月時点で少なくとも4037人に上る」と全国的にも取り上げられています。しかし、「教員不足への対策については、回答のあった7割が非常勤教員らで対応しているとしたが、3割近くは人的補充がないまま校内でやり繰りする」とあるように、学校現場では、豊富な教職経験をもつ多くの臨時教職員が正規職員と同じ職責を担いながら仕事をしています。それにも関わらず非正規教職員（常勤講師、期限付き講師・会計年度任用職員など）と正規教職員（教諭・常勤職員）との賃金の格差が続いていることは大きな問題です。

昨年度から大阪市の公立小中学校でスクールソーシャルワーカー（SSW）として働く方は、「業務を通して、不登校・いじめ・虐待・家庭環境などの課題を抱えながら生活している子どもが多くいることに気づかされています。子ども達をより適切に支えていくために、SSWの必要性はさらに増していく」と語ります。しかし、「会計年度任用職員」であることが影響し、なり手不足の状況が続いているとも訴えています。また、スクールサポートスタッフや学びサポーターとして勤務した経験のある方は、「教員と同じ勤務条件でなくても、最低限の生活が保障され、心身共に健康な状態であれば、生徒たちと思い切り関わりあうことができる」と語る一方で、「現実には、低い賃金により生活が不安定で、子どもと関わるエネルギーは削がれています」と訴えています。学校現場に欠かせない専門性の高い職や、子どもたち学びの保障や教職員の負担軽減のために働く方たちが「会計年度任用職員」として不安定な雇用で勤務を余儀なくされています。

さらに、大阪市では講師は1級、教諭は2級の給料表が使用されています。文部科学省の示す学校教育法等に規定される主な職として、教諭も講師も主な職務内容は「児童の教育」です。そして、学年主任や校務分掌での主任など責任のある仕事を任されるなど、学校現場では講師と教諭の区別をすることなく組織の一員として携わり、職務を全うしています。講師は教育職給料表(2)「1級」で採用されており、正規教員に比べて月額2万円以上も安く雇用されています。「同一労働同一賃金」・「職務給の原則」の考え方が守られていません。市対連の回答で、「常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討」とあるように、東京都や愛知県など全国で、講師と正規の給料表を同じにする制度が実施されていることに注視し、より良い制度改善の検討を願います。大阪市でも講師の「不当な労働条件」を解消するために、①講師の業務負担を減らす②給料表「2級」にするなど、大阪市教臨時教職員部は、非正規教職員の安定して働き続けることができる賃金制度改善を強く要求します。

1. 選考制度・採用制度の改善を行うこと

- (1) 新規採用教職員を大幅に増やし、異常に多くなっている定数内講師を減らすこと。
- (2) 教員採用選考テストにおいて、大阪市での講師経験を正しく評価し選考すること。

大阪市立の学校園において、通算5年以上在職経験がある臨時講師は、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。

大阪市立の学校園において10年以上の教職経験を有し、学年主任・特別支援学級主任（特別支援教育コーディネータ）などの経歴のある有能な講師を教員採用試験は2次面接試験のみにするなど、特別採用枠での採用を行うこと。

- (3) 2021年度（令和3年度）採用の教員採用試験で廃止された「前年度1次合格者特例」を再度、導入すること。また「前年度1次合格者特例」の1次試験免除の期間を「2年間」とすること。
- (4) 講師受験者の選考試験日については学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
- (5) 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症や事故などやむを得ない事情で受験できなかった場合について、筆答試験の別室対応やオンラインによる面接試験、追試験の実施など、特別な措置を講じ柔軟に対応すること。
- (6) 採用内定者研修を中止すること。実施にあたっては、参加する現職講師に参加義務を課さないこと。
- (7) 大阪市の学校園に勤務する現職講師が次年度の採用試験に合格したときの「雇入れ時胸部エックス線検査」の負担を軽減すること。現職講師向けに1月に定期健康診断を実施すること。

2. 臨時教職員（常勤講師、非常勤講師、会計年度任用職員）の労働条件等の改善を行うこと。

- (1) 病気休暇代替等の臨時教職員の雇用期間は引き継ぎ期間を設け、空白期間を作らないこと。
- (2) 臨時教職員の採用内定を年度内に示し、雇用不安を取り取り除くこと。
- (3) 臨時教職員の配置校については、通勤時間の負担軽減など本人の希望を尊重すること。
- (4) 臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。
- (5) 臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。
- (6) 臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、あらゆるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）を行ったりしないこと。

3. 賃金・待遇改善を行うこと。

- (1) 常勤講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に引き上げること。
- (2) 臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、4月に、新たに任用された臨時教職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。
- (3) 非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、定期試験などの作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
- (4) 非常勤講師の待遇改善を以下の通り行うこと。
 - ①勤務校の都合による授業計画の変更にもなう、授業時間の振替の連絡を前日までに必ず行うこと。
 - ②授業時間の変更により、兼務の学校と重なるなど、勤務できない場合は、勤務可能な時間帯に振替をすること。それができない場合はその賃金の保障をすること。
- (5) 雇用されている常勤講師・非常勤講師が、正規採用にかかわる選考試験を平日などの勤務日に受ける場合については、職免扱いとすること。
- (6) 長期臨時教職員が大阪市の正規職員として採用された時に、大阪府への採用された場合と比べて生涯賃

金の不利益が生じる「主務教諭制度」を早急に廃止すること。

4. 再任用教職員の賃金や労働条件を改善すること。

- (1) 再任用教職員の処遇について一時金支給率を正規教職員と同様にするとともに、フルタイム教職員の賃金を改善すること。
- (2) 再任用教職員の配置については本人の希望を尊重すること。
- (3) 採用時の勤務条件としてフルタイム勤務を強要しないこと。
- (4) 再任用教職員に扶養手当・住居手当を支給すること。

5. 会計年度任用職員の待遇を改善すること。

- (1) 会計年度任用職員の報酬（月額および時間額）を大幅に引き上げ、昨今の物価高騰による経済的負担を補うのに見合った金額を支給し、会計年度任用職員の生活を保障すること。
- (2) 会計年度任用職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。
- (3) 特別支援サポーター、学力向上支援サポーターなど、時間額で勤務する「会計年度任用職員」の雇用契約の期間は「35 週間」を上限とせず、各学校園で必要な授業日数もしくは勤務日数とすること。超過勤務が必要な場合は、超過勤務手当を支給すること。
- (4) いずれも「時間額 1,154 円～1,314 円」で勤務する、スクールサポートスタッフ、特別支援教育サポーター、学力向上支援サポーター（学びサポーター）、学力向上支援サポーター（理科補助員）、デザイン教育研究所介助補助員、幼稚園介助サポーターを同じ職種とみなし、これらの職種を掛け持ちして勤務し、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分を超えている会計年度任用職員には、期末手当・勤務手当を支給すること。
- (5) 習熟等担当講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2 級」給料表に基づいて算出すること。
- (6) その他、「学校園に在籍する会計年度任用職員の任用条件等で、当事者職員が不利益を被ることが生じた場合は、直ちに労働条件等の改善に取り組むこと。

以上

2024年10月8日

資料請求

大阪市学校園教職員組合
臨時教職員部

- (1) 大阪市立の学校園に働く 2024 年 5 月 1 日現在の臨時教職員・学校園に所属する会計年度任用職員等の職名ごとの人数
- (2) 定数内講師の校種別人数（2018 年度から 2023 年度の採用）
- (3) 教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例、講師経験者特例受験者、大阪市教師養成講座修了者特例の年齢別受験者数と年齢別合格人数（2018 年度から 2023 年度の採用）
- (4) 2018 年度から 2023 年度の採用年度ごとの病欠者の人数
- (5) 2018 年度から 2023 年度の定数内講師の人数と期限満了以前の病欠・退職者の人数。

以上